# 令和元年伯耆町 第3回定例会

# 条例等議案説明資料概要



令和2年6月

伯耆町 総務課

## 議案等説明資料

議案番号 55

伯耆町税条例の一部改正について

#### (提案理由及び概要)

1. 理由 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る、地方税法等の一部を改正する 法律が令和2年4月30日付けで公布されたことに伴い、伯耆町税条例の一部を改正 する。

### 2. 概要 (1)個人町民税

(改正内容)

○住宅借入金特別控除の特例として、消費税率10%が適用される住宅を取得した場合の居住要件について、入居期限を1年延長し令和3年12月31日までの入居者を対象とする。

[控除期間]令和3年度から令和15年度⇒(特例適用後)令和4年度から令和16年度

○寄付金控除の特例として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため文化芸術・スポーツ・イベント等が中止等となり、入場料金、参加料金等の払戻しを請求する権利を放棄した場合、寄付金を支出したものとみなすもの。(令和3年度の町民税に適用)

[対象行事]新型コロナウイルス感染症特例法に規定される指定行事

#### (2)固定資産税

- ○認定先端技術導入計画に係る固定資産税を零とする適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した固定資産を対象とする。
- ※認定先端技術導入計画は中小事業者(資本金1億円以下、従業員数1,000人以下 の法人または個人)が策定し町が認定するもの。

#### (3)軽自動車税

- ○環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までの取得分とする。
- 3. 施行期日 公布の日

提出課:総務課

議案番号 56

伯耆町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

#### (提案理由及び概要)

1. 理由

地方自治法の改正により、普通地方公共団体は条例で、当該団体の長や職員等の損害賠償責任の一部を免れさせる旨を定めることができるものとされたため、必要な事項を定めるもの。

法改正には、住民訴訟の増加による職務遂行の委縮を防ぐ狙いもあり、県内自治体(鳥取県、県内4市)も制定しており、西部町村会で検討し6月議会に各町村上程することとしたもの。

2. 概要

普通地方公共団体の長や職員等の町に対する損害賠償責任について、その職務を 行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定し、それ以上の 額を免責するものとする。

免責額 = 損害賠償責任額 - 最低責任限度額【基準給与年額×乗数】

| 乗数 | 職                                 |
|----|-----------------------------------|
| 6  | 町長                                |
| 4  | 副町長、教育長、教育委員会委員、選挙管理員会委員、<br>監査委員 |
| 2  | 農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、地方公営企業の管理者  |
| 1  | 町の職員                              |

※乗数は、地方自治法施行令第173条第1項第1号に定める参酌すべき基準に基づく。

#### ※基準給与年額

損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において、在職中に支給され、又は支給されるべき地方自治法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与の1会計年度当たりの額に相当する額をいう。

※善意でかつ重大な過失がないとき

一般的には、違法な職務行為により損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識していなかったことに著しい不注意がない場合をさす。

3. 施行期日 公布の日

提出課:地域整備課

議案番号 57

伯耆町農業集落排水施設条例及び伯耆町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改 正について

#### (提案理由及び概要)

- 1. 理由 農業集落排水処理区域の統廃合により、対象区域の変更を行うもの
- 2. 概要 (対象区域) 福原及びサン団地

(改正前) 久古地区農業集落排水処理施設 (改正後) 遠藤地区農業集落排水処理施設

3. 施行期日 公布の日